仙台国際探究ラボ条例

（設置）

第一条　探究的な学び及び体験的な学びの機会の提供、日本語の指導が必要な児童及び生徒の支援等を通じて、国際的な視点に立った教育を推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定に基づき、国際探究ラボを設置する。

（名称及び位置）

第二条　国際探究ラボの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台国際探究ラボ	仙台市青葉区中央一丁目三番一号

（事業）

第三条　国際探究ラボは、次に掲げる事業を行う。

一　国際的な視点に立った探究的な学び及び体験的な学びの機会の提供に関すること

二　海外から帰国した児童及び生徒、外国人の児童及び生徒その他日本語以外の言語を日常的に使用した経験を有する児童及び生徒であって日本語の指導が必要なものに対する当該指導及び学校生活の支援に関すること

三　学校における国際的な視点に立った教育の推進に係る支援に関すること

四　前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要と認められる事業

（職員）

第四条　国際探究ラボに必要な職員を置く。

（利用者の範囲）

第五条　国際探究ラボを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

一　本市の設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の児童及び生徒

二　前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（委任）

第六条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この条例は、市長が定める日から施行する。